

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を
公布する。

平成20年3月31日

京都市会議長 内海 貴夫

京都市会規程第3号

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する
規程

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を次のように改正
する。

第1条を次のように改める。

(用語)

第1条 この規程において使用する用語は、京都市政務調査費の交付に関
する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第4条の見出し及び同条第1項から第4項まで中「収支報告書及び領収
書等」を「収支報告書等」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(収支報告書)

第4条 収支報告書の様式は、会派にあっては第1号様式と、議員にあっ
ては第2号様式とする。

第3条を削る。

第2条中「条例第3条第1項に規定する」及び「同条第2項に規定する」
を削り、「領収書又は支出の事実を証する書類」を「領収書等」に、「収支
報告書（条例第13条に規定する収支報告書をいう。以下同じ。）及び領収
書等（条例第12条第1項に規定する領収書等をいう。以下同じ。）」を「収

支報告書等」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(使途基準)

第2条 条例第11条に規定する別に定める基準は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に掲げるとおりとする。

別表第1中「第1条関係」を「第2条関係」に改め、同表研修研究費の項中「研修研究費」を「会議研修費」に改め、「が研究会、研修会」の右に「その他会議」を加え、「必要な」を「要する」に、「の所属」を「に所属」に、「する研究会、研修会」を「する研究会、研修会等」に、「宿泊費等」を「宿泊費、食糧費、茶菓子料等」に改め、同表会議費の項を削り、同表広報費の項中「広報費」を「広報広聴費」に改め、「経費」の右に「又は会派が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費」を加え、「管理費等」を「管理費、茶菓子料等」に改める。

別表第1中

事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（賃借料、維持管理費、公租公課、保険料、光熱水費等）
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

を

事務所費

会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（賃借料、維持管理費、公租公課、保険料、光熱水費等）

に改める。

別表第2中「第1条関係」を「第2条関係」に改め、同表研修研究費の項中「研修研究費」を「会議研修費」に改め、「が研究会、研修会」の右に「その他会議」を加え、「必要な」を「要する」に、「する研究会、研修会」を「する研究会、研修会等」に、「宿泊費等」を「宿泊費、食糧費、茶菓子料等」に改め、同表会議費の項を削り、同表広報費の項中「広報費」を「広報広聴費」に改め、「経費」の右に「又は議員が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費」を加え、「管理費等」を「管理費、茶菓子料等」に改める。

別表第2中

事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（賃借料、維持管理費、公租公課、光熱水費、保険料等）	を
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費	

事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（賃借料、維持管理費、公租公課、光熱水費、保険料等）	に改める。
------	---	-------

別記様式を削り、別表第2の次に次の2様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京都市会議長

会 派 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

経 理 責 任 者 の 氏 名

印

印

収支報告書の提出について

京都市政務調査費の交付に関する条例第12条（第1項 第2項）の規定により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

注 該当するには、レ印を記入してください。

収 支 報 告 書

1 会派の名称

代表者の氏名

経理責任者の氏名

2 収支の内容

項 目	金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (かっこ内は記載参考例)
交付済総額 (①)	円	/
支		(委託目的等)
出		(会議目的, 研修目的等)
済		(日程, 調査場所, 調査目的等)
総		(名称, 目的等)
額		(名称等)
委託調査費		
会議研修費		
調査旅費		
広報広聴費		
資料作成費		

項 目		金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (かっこ内は記載参考例)
支 出 済 総 額	資料購入費		(図書, 雑誌, 新聞, 資料等)
	通信運搬費		(備車料, 電話・郵便代等)
	備品消耗品費		(備品名等)
	人 件 費		(人数, 雇用期間等)
	事 務 所 費		(場所等)
	合 計 (②)		
差引残額 (①-②)			

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京都市会議長

京都市会議員

印

収支報告書の提出について

京都市政務調査費の交付に関する条例第12条（第1項 第2項）の規定により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

注 該当するには、レ印を記入してください。

収 支 報 告 書

1 議 員 の 氏 名

2 収 支 の 内 容

項 目	金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (かっこ内は記載参考例)
交付済総額 (①)	円	
支 出 済 総 額	委託調査費	(委託目的等)
	会議研修費	(会議目的, 研修目的等)
	調査旅費	(日程, 調査場所, 調査目的等)
	広報広聴費	(名称, 目的等)
	資料作成費	(名称等)

項	目	金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (かっこ内は記載参考例)
支 出 済 総 額	資料購入費		(図書, 雑誌, 新聞, 資料等)
	通信運搬費		(備車料, 電話・郵便代等)
	備品消耗品費		(備品名等)
	人 件 費		(人数, 雇用期間等)
	事 務 所 費		(場所等)
	合 計 (②)		/
差引残額 (①-②)			/

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に政務調査費の交付を受けた会派又は議員について適用し、同日前に交付を受けた会派又は議員については、なお従前の例による。

(市会事務局政務調査課)